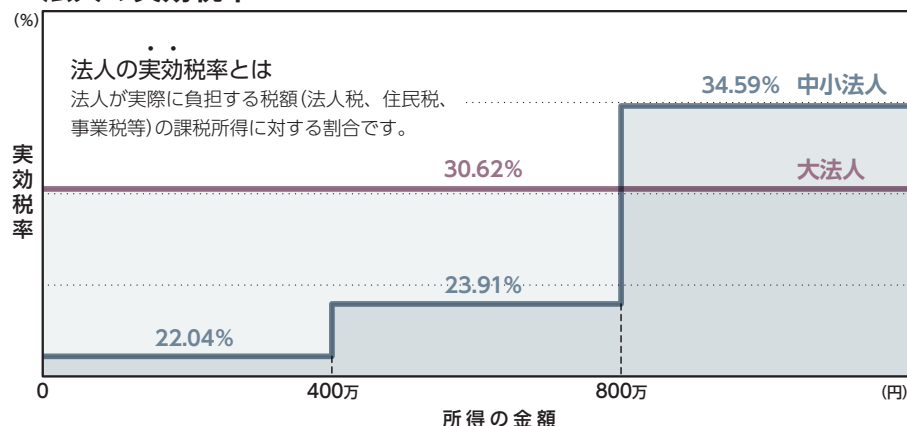


## 法人税率 税率構造

## 法人の実効税率



(注1) 実効税率の計算上、地方税の税率は超過税率（東京都）を前提として計算しています。

(注2) 中小法人は資本金が1億円以下の一定の法人、大法人は資本金が1億円超の外形標準課税対象法人として計算しています。

## C O L U M N

## 【法人住民税（均等割）】

法人住民税の均等割は赤字であっても納税が生じます。

法人の規模に応じ、都道府県民税は資本金等の額で、市町村民税は資本金等の額と従業者数で払う税額が分けられています。

資本金等の額は、法人税法上の資本金等の額に一定の金額を加減算して算出した地方税法上の資本金等の額と資本金+資本準備金を比較し、いずれか大きい方の額となります。

## 法人住民税の均等割の税率表

資本金等の額	都道府県民税均等割	市町村民税均等割 従業者数50人超	市町村民税均等割 従業者数50人以下
1千万円以下	2万円	12万円	5万円
1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
50億円超	80万円	300万円	41万円

(出典)総務省資料より作成

2024  
改正

## 交際費等の損金不算入制度の見直し・延長

## 交際費等の損金不算入制度とは？

交際費等は原則損金不算入です。

特例により交際費等のうち、下記の限度額まで損金算入することができます。(※1)

期末資本金の額	損金算入限度額
1億円以下の法人(※1) (一定の法人を除く。)	選択適用 { ・ 飲食費(※2)の50% ・ 交際費等のうち年間800万円
1億円超 100億円以下の法人	飲食費(※2)の50%
100億円超の法人	0円

(※1) 一定の要件を満たしている場合に限る。グループ通算法人については、別途規定あり。

(※2) 交際費等となる飲食費のうち、社内飲食費を除く。

交際費等の損金不算入制度について、次の改正が行われます。

- (1) 交際費等の損金不算入制度が**3年延長**されます。
- (2) 交際費等から除外され損金算入が認められる一人あたりの飲食費の額が引き上げられます。

改正前	改正後
5,000円以下/人	10,000円以下/人

## 適用時期

- (1)については、**2027年3月31日までに開始する事業年度まで延長**されます。
- (2)については、**2024年4月1日以後に支出される飲食費について適用**されます。

2024  
改正

## 賃上げ促進税制の強化

賃上げ促進税制とは、賃上げや人材育成への投資に積極的な企業が税額控除を受けられる制度です。一定の給与等の支給額の増加分に応じて、当該増加額に一定の税額控除率を乗じた金額が法人税額から控除できます（所得税についても同様）。

## 見直しポイント

- point ① 「中堅企業」の枠を新たに創設し、中堅企業の賃上げをしやすい環境を整備
- point ② 教育訓練費の上乗せ要件の緩和や「子育てと仕事の両立支援」・「女性活躍の推進の取組み」に対する上乗せ
- point ③ 赤字の中小企業においても賃上げを促進するための繰越控除制度の創設

## マルチステークホルダー方針宣言

次のいずれかに当てはまる企業は、一定の方針を宣言している場合等に本制度の適用があります。

- ① 資本金の額等10億円以上かつ従業員数1,000人以上  
② 従業員数2,000人超

適用区分		継続雇用者の給与等支給額の増加割合等	① 基本控除率	② 教育訓練費 (※3)	新設 ③ 両立支援 女性活躍(※4)	①+②+③ 最大税額控除率 (法人税額の20%が上限)
大企業 (ただし全法人 適用可)	資本金1億円超 かつ 従業員数2,000人超	3%以上	10%	前年度比 10%以上増加 +5%	+5%	20%
		4%以上	15%			25%
		5%以上	20%			30%
		7%以上	25%			35%
新設 中堅企業 (※1)	資本金1億円超 かつ 従業員数2,000人以下	3%以上	10%	前年度比 10%以上増加 +5%	+5%	20%
		4%以上	25%			35%
中小企業	資本金1億円以下の法人 または 従業員数1,000人以下の 個人事業主	1.5%以上(※2)	15%	前年度比 5%以上増加 +10%	+5%	30%
		2.5%以上(※2)	30%			45%

↑ 中小企業は、控除しきれなかった金額について5年間の繰越が可能  
(繰越税額控除をする事業年度において、賃金が前年度より増加している場合に限る。)

(※1) その法人とその法人の支配関係下にある法人の従業員数を合計して1万人超の法人を除く。

(※2) 全雇用者の給与等支給額の増加割合。

(※3) 教育訓練費の上乗せは、「教育訓練費の額/雇用者給与等支給額 $\geq$ 0.05%」である場合に限り適用できます。

(※4) 企業規模に応じ、一定の認定を受けている必要があります。

適用時期 2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

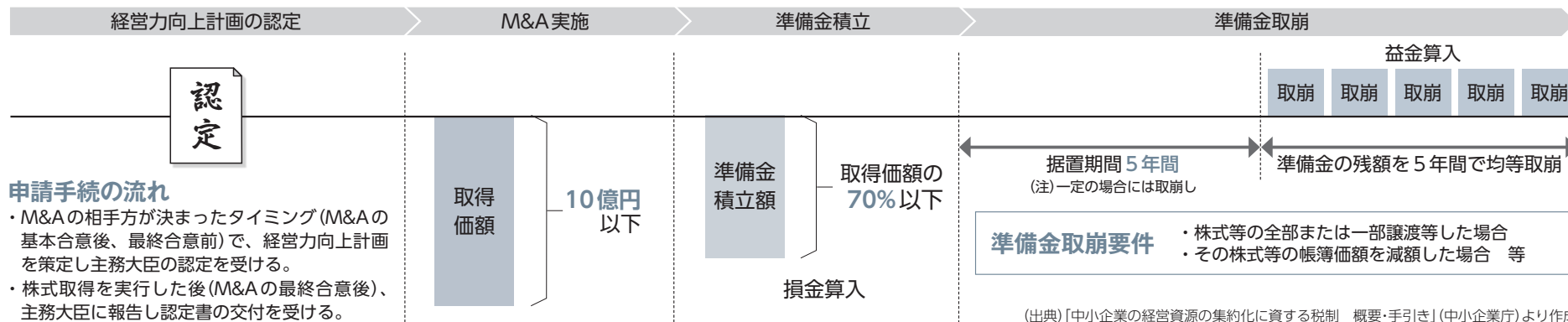
2024  
改正

## 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充・延長

M&A実施後に発生しうるリスク(簿外債務等)に備えるため、投資額のうち一定額を準備金として積み立てることができる制度です。中堅・中小企業のグループ化による成長を後押しするため、複数回のM&Aを実施する場合について積立率や据置期間が拡充されます。

### 現行制度

青色申告書を提出する中小企業者が、**中小企業等経営強化法**の一定の経営力向上計画に従って株式等を購入し、中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てた場合には、その積み立てた金額を損金算入できます。積み立てた準備金は、原則として5年間の据置期間終了後に5年間で均等に取崩され、益金算入されます。



### 改正後

次の拡充・見直しが行われたうえ、3年延長されます。

#### (1) 拡充枠の創設(複数回のM&Aを行った場合)

M&Aの回数	取得価額	準備金積立率		据置期間
		中小企業	新設 中堅企業(※1)	
1回目(現行制度を適用する場合)	10億円以下	70%	—	5年
2回目	1億円以上~100億円以下 (※2)	90%	90%	10年
3回目以降		100%	100%	

拡充枠

- 【要件1】 産業競争力強化法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)が対象
- 【要件2】 過去5年以内にM&Aの実績が必要

(※1) 資本金1億円超かつ従業員数2,000人以下の法人。 (※2) 一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く。 (出典)「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」(経済産業省)より作成

#### (2) 見直し(表明保証保険契約の取扱い)

- ① 一定の表明保証保険契約を締結している場合は本制度は適用されない。
- ② 準備金取崩要件に株式等の取得後に一定の表明保証保険契約を締結した場合を追加。

### 適用時期

現行制度については延長され、**2027年3月31日までに中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に従った株式等の取得に適用されます。**  
 (1)については、**産業競争力強化法の改正法の施行の日から2027年3月31日までに改正後の産業競争力強化法の認定を受けた特別事業再編計画(仮称)に従った株式等の取得に適用されます。**(2)については、**2024年4月1日以降の株式等の取得に適用されます。**

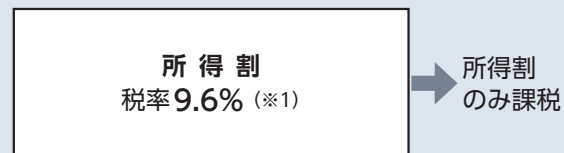
## 外形標準課税の見直し

## 外形標準課税とは？

地方税収の安定化、税負担の公平性の確保等を趣旨として、2004年度に期末資本金が1億円超の大法人を対象に導入された、法人事業税の課税方法です。所得割(所得への課税)、付加価値割(付加価値額への課税)、資本割(資本金等の額への課税)の合計額が課税額となることから、所得がない赤字の事業年度であっても課税額が生じることになります。

## 法人事業税の課税標準の違い

期末資本金1億円以下の普通法人等



(※1) 所得割の税率には特別法人事業税含む。

期末資本金1億円超の普通法人



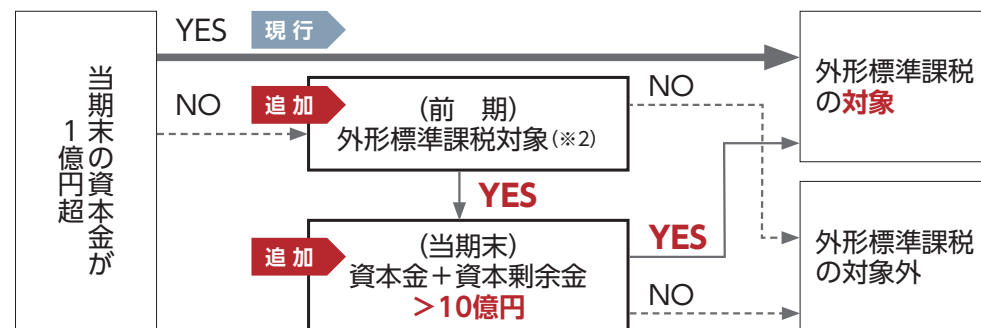
2024  
改正

資本金1億円以下への減資等の要因により、対象法人数は導入時から大きく減少しています。上記の制度趣旨を踏まえ、外形標準課税の対象法人について見直しが行われることになりました。

## (1) 減資への対応

外形標準課税の基準について、現行基準は維持しつつ、補充的な基準が追加されます。

## 改正後の判定



## (※2) 「駆け込み」減資に対する措置

施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度(公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度)に外形標準課税の対象。

## (2) 100%子法人等への対応

一定規模以上の親法人等の100%子法人等に対して、資本金と資本剰余金の合計額2億円超(※3)の判定が追加されます。

## 子法人の判定



(※3) 公布日以後に子法人等から親法人等に対して、資本剰余金から配当を行った場合は、当該配当を加算した金額。

(※4) 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を含む。

(※5) 施行日から2年以内に開始する事業年度については、経過措置あり。

## 適用時期

- (1)については、2025年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用されます。  
 (2)については、2026年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用されます。